

忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を
公布する。

平成31年4月1日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第13号

忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置工事（第4条—第12条）
- 第3章 給水（第13条—第17条）
- 第4章 料金、使用料及び加入金（第18条—第26条）
- 第5章 貯水槽水道（第27条）
- 第6章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、忠岡水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）第3条第2項第1号イに定める忠岡水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（届出義務者）

第3条 条例第7条第1項各号及び第2項各号に該当するときの届出義務者は、次のとおりとする。

- (1) 給水を受けることを中止するとき 使用者
- (2) 給水装置を廃止するとき 所有者
- (3) 給水装置の用途を変更するとき 使用者
- (4) 消防の演習のため私設消火栓を使用するとき 使用者
- (5) 使用者に変更があったとき 使用者
- (6) 所有者に変更があったとき 所有者
- (7) 代理人に変更があったとき 所有者又は代理人
- (8) 管理人に変更があったとき 使用者、所有者又は管理人
- (9) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者
- (10) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合に

において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったとき 使用者

(11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したとき 使用者

第2章 給水装置工事

(給水装置工事の申込み)

第4条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、給水装置工事申込書兼工事許可申請書（以下「申込書」という。）に工事設計図書を添えて提出しなければならない。

2 条例第10条第1項ただし書の企業長が定める工事は、修繕の工事とする。

3 条例第10条第2項の規定により、第1項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき 所有者の承諾書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するとき 土地所有者の承諾書

(3) その他特別の理由があるとき 利害関係人の承諾書又は工事申込者の誓約書

4 前項に規定するもののほか、企業長が必要と認めるときは、建築確認の通知書の写し又は建築確認済証明書の提出を求めることができる。

5 工事申込者は、給水装置工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長の事前審査を受けなければならない。

(1) 受水槽を設置して給水する工事

(2) 口径40ミリメートル以上の給水管の布設を伴う工事

(3) メーターが口径40ミリメートル以上の工事

(4) その他企業長が事前審査を必要と認める工事

6 条例第10条第1項の承認を受けた者は、給水装置工事の完了時に所定の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

(給水装置工事の施行)

第5条 条例第11条第1項の規定により企業長が給水装置工事を施行する場合においては、当該給水装置工事に関する利害関係人の承諾書等の提出を求めることができる。

(設計審査及び工事検査)

第6条 条例第11条第2項の規定により、企業長は、次に掲げる設計審査及び工事検査を行う。ただし、事前に企業長の承認を得た給水装置工事については、当該給水装置工事の一部を先行して施行することができる。

(1) 給水装置工事の適正な施行を確保するために、指定給水装置工事事業者から申込書を提出させ、設置しようとする給水装置の構造、材質、施工方法等が基準に適合しているかの確認の審査

(2) 給水装置工事の完了後に前号の審査の内容と照合するための現地検査

2 条例第11条第2項ただし書の企業長が定める工事は、修繕の工事とする。

(工事の変更及び取消し)

第7条 工事申込者が工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

(給水装置の構造)

第8条 給水装置は、給水管並びに直結する分水栓、止水栓及び給水用器具をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターますその他附属用具を備えなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第13条第1項の規定による給水管及び給水用具の構造及び材質の指定は、次の基準により行うものとする。

(1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。

(2) 配水管への取水口における給水管の口径は、給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

(3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

(4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は濡れるおそれがないものであること。

(5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適切な措置が講じられていること。

(6) 給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

(7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適切な措置が講じられていること。

2 企業長が指定する材料は、次の各号いずれかに該当するものでなければならない。

(1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により、指定された品目で、かつ、同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するもの

(2) 製品が政令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第5条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 企業長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

4 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。

(給水管の口径)

第10条 給水管の口径は、その用途別所要水量その他の事情を考慮して企業長が定める。

(給水管埋設の深さ)

第11条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては120センチメートル以上、私道内においては60センチメートル以上、宅地内においては40センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管材料の特例)

第12条 配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓で分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

(1) 口径が50ミリメートル以下の給水管 耐衝撃性硬質塩化ビニル管

(2) 口径が75ミリメートル以上の給水管 ダクタイル鋳鉄管

2 前項の規定にかかわらず、施行技術その他の事由により、企業長がやむを得ないと認めた場合は、同項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

第3章 給水

(給水契約の申込み)

第13条 条例第19条に規定する給水の申込みは、所定の事項を記載した申込書の提出をもって行うものとする。

(メーターの設置数)

第14条 メーターを設置する基準は、原則として1建築物に1個とする。

ただし、複数のメーターを設置しなければならない場合は、その都度企業長の許可を受けるものとする。

2 受水槽を設ける場合は、受水槽ごとに1個とする。

(メーターの設置位置)

第15条 メーターは、次に掲げる基準により設置する。

(1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内

(2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最

も近い位置

- (3) メーターの検針及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

(給水装置の修繕の費用負担)

第16条 条例第23条第5項ただし書の企業長が特に必要があると認めるときは、原則として、配水管の分岐点からメーターまでの漏水に係る修繕とする。ただし、宅地内漏水にあつては、公道部分までとする。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第17条 条例第24条第1項に規定する検査の請求は、所定の事項を記載した請求書の提出をもって行うものとする。

第4章 料金、使用料及び加入金

(料金及び使用料)

第18条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第5項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第3項に掲げる額を合算した額と、その額に100分の8を乗じて得た額との合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般専用・共用	工場用、公衆浴場用、官公署用及び臨時用以外の用に供するもの
工場用	工場が物品の製造等のための用に供するもの
公衆浴場用	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による許可を受けた公衆浴場(公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。)に使用するもの
官公署用	忠岡町の公共施設の用に供するもの
臨時用	工事その他で臨時の用に供するもの

3 1月の使用水量が基本料金に係る使用水量の限度に達しない場合であっても、所定の基本料金を徴収する。

(使用水量の端数処理)

第19条 条例第28条(第4項を除く。)の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次回の計量に繰り越すものとする。

2 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用水量の認定)

第20条 条例第29条の規定による認定は、次に定めるところによるものとする。

(1) メーターに異状があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異状があった期間の使用水量を認定する。

(2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定する。ただし、これにより難いときは見積量により認定する。

(特別な場合における料金及び使用料の算定)

第21条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金及び使用料は、次のとおり算定する。

(1) 使用日数が15日以内のときは、基本料金及び使用料の2分の1として算定する。

(2) 使用日数が15日を超えるときは、基本料金及び使用料の1月分として算定する。

2 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは変更後の用途による。

3 条例第30条第1項第3号に規定する計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの料金は、その使用日数が多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の口径による。

(給水の中止又は給水装置の廃止の届出のない場合の料金)

第22条 条例第33条第3項の規定により、条例第7条第1項第1号又は同項第2号に規定する届出がないときは、水を使用しない場合であっても基本料金及び使用料を徴収する。

(加入金)

第23条 1個のメーターで2以上の給水装置に係る加入金は、各戸(箇所)の給水管と同一口径のメーターがそれぞれ各戸(箇所)に設置されたものとみなし、各戸(箇所)ごとに算定した額の合計額とする。

2 前項に定めるもののほか、受水槽がある場合の加入金は、子メーターがある場合は子メーターの口径により、子メーターがない場合は各戸(箇所)の引込管の口径をメーターの口径とみなし、各戸(箇所)ごとに算定した額の合計額とする。

3 臨時用の給水装置に係る加入金は、納付を要しない。ただし、臨時用から引き続き使用する場合は、条例第36条第1項及び前2項の規定を適用する。

(料金等の納期限)

第24条 料金等の納期限は、料金にあつては徴収方法により納入通知書に定める日、その他の納入金は別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(料金の減額)

第25条 給水装置の破損による漏水の場合において、その漏水が明らか

であると認めるときは、修繕を行った使用者等に対し、修繕済みであることを確認の後、料金を減額することがある。

(料金等の領収及び取扱人の印)

第26条 集金の方法で徴収する料金その他の納入金に係る領収書は、現金取扱員の印があるものに限り有効とする。

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第27条 条例第46条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(措置命令)

第28条 条例第47条第1項の規定による措置の指示は、所定の指示書をもって行うものとする。

(委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に、忠岡町水道事業給水条例施行規則及び忠岡町水道事業の管理者の権限を行う町長に対する事務委任規則を廃止する規則(平成31年忠岡町規則第4号)第1項の規定による廃止前の忠岡町水道事業給水条例施行規則(平成10年忠岡町規則第2号)その他の水道事業に関する規程(以下「町規程等」という。)の規定によ

りなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中これに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとする。